

令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

## 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

### <総務危機管理室>

- I 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正..... 1
- II 新型コロナウイルス感染症に係る取組..... 2

### <防災部>

- III 神奈川県水防災戦略の取組状況 ..... 5

### <くらし安全部>

- IV 地域防犯カメラ設置事業及び迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業の取組状況 ..... 7

## I 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正

神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、県や市町村等がとるべき措置を定めたものである。

このたび、原子力災害拠点病院の指定、国の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、原子力災害対策計画を修正する。

### 1 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正の方向性

#### (1) 新たな原子力災害医療体制の反映

国の原子力災害対策指針の改正に基づく、「原子力災害医療協力機関」「原子力災害拠点病院」「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」などの新たな原子力災害医療体制を計画に位置づける。

#### (2) 原子力災害拠点病院の指定等の反映

県が、8月1日に、原子力災害拠点病院として、学校法人北里研究所北里大学病院を指定したことを計画に位置づける。

#### (3) その他

原子力事業所の社名変更、県の組織再編及び国の防災基本計画修正に伴う文言の修正を計画に反映する。

### 2 スケジュール

令和2年10月	県防災会議幹事会で計画修正の方向性について審議
11月	市町村及び関係機関への意見照会により修正案の作成
12月	防災警察常任委員会に修正案を報告
令和3年2月	県防災会議で審議・決定

## II 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の対処方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。前回の防災警察常任委員会（令和2年6月）以降の主な取組は、次のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	議題
7月9日	・ 県内の感染状況 ・ 県の対処方針の改定 (5,000人以下のイベント開催制限の解除等)
7月17日	・ 神奈川警戒アラートの発動
7月29日	・ 県内の感染状況 ・ 県の対処方針の改定 (5,000人超のイベント開催制限の解除時期)
8月7日	・ 県内の感染状況 ・ 県の対応（病床拡大要請の検討時期）
8月19日	・ 県内の感染状況 ・ 県の対処方針の改定 (感染状況のモニタリング指標の変更等)
9月15日	・ 県内の感染状況 ・ 県の対処方針の改定 (5,000人超のイベント開催制限の条件付き緩和)

### 2 緊急事態宣言解除後の対応

#### (1) イベントの自粛要請の段階的解除

7月10日から、屋内・屋外ともに5,000人以下のイベントについて、自粛の要請を解除した。

9月19日から、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止対策が担保されていることを条件に、会場の収容定員及びイベントの類型に応じて、5,000人の人数上限等の制限を緩和した。

#### (2) 神奈川警戒アラートの発動に伴う対応

県が設定した基準を超えたことから、神奈川警戒アラートを発動した。それに伴う県民及び事業者への要請は次のとおり。

##### ア 県民への要請

- ・ 3つの密を避けるなど感染対策の用心を徹底
- ・ 感染防止対策がなされていない場所に行かないこと

## イ 事業者への要請

- ・テレワークや時差出勤など、人との接触を減らす取組の徹底
- ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINEコロナお知らせシステム」の掲示徹底

## 3 県としての感染防止対策

令和2年7月9日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を改定し、職員一人ひとりの日常の感染予防対策や、テレワーク等について引き続き継続するほか、県が主催するイベント等については令和3年3月31日まで、原則、中止又は延期とした。

## 4 感染防止に向けた避難所対策

感染症と自然災害の複合災害に備えて、運営支援としての研修開催や、避難場所の確保に向けた防災協定締結を行った。

### (1) 避難場所・開設運営研修の実施

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策の一環として、相模原市と連携し、相模原市職員を対象とした風水害時避難場所・開設運営研修を実施した。

#### ア 実施日

令和2年7月14日

#### イ 参加人数

48人

#### ウ 実施場所

相模原市消防指令センター

#### エ 主な内容

- ・新型コロナウイルス感染症対策上の留意点（講義）
- ・避難所用間仕切りシステムの組立方法（実技）

### (2) 防災協定の締結

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策の一環として、より多くの避難所の確保が必要な市町村の取組を支援するための協定を締結した。

#### ア 事業者

神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

#### イ 締結日

令和2年7月28日

#### ウ 内容

災害時等に、県の協力要請に基づき、組合員の宿泊施設を避難所として市町村に提供する。

## 5 消費生活の対応

消費生活相談、消費者に向けた注意喚起、情報発信を引き続き実施した。

### (1) 消費生活相談の状況

#### ア 県内の苦情相談件数

3,715件 ※1月～6月末集計（8月27日発表数字）

#### イ 主な相談内容

##### (ア) 保健衛生品（マスク等）

品不足や品物が届かない、頼んでいない品が届いた等

##### (イ) 旅行代理業・冠婚葬祭、教室・講座

キャンセル料、休会費用について

### (2) 消費者に向けた注意喚起

#### ア ホームページ及び SNS による注意喚起

「新しい生活様式」の実践例を踏まえた取組の呼びかけ等を、所属ホームページに掲載するとともに、SNS で発信

#### イ 「かながわ消費生活注意・警戒情報」による情報提供（県機関及び市町村窓口等で配布）

- ・特別定額給付金を装った詐欺（6月15日）
- ・新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（8月17日）
- ・持続化給付金の不正受給に係る悪質な勧誘について（9月15日）

### Ⅲ 神奈川県水防災戦略の取組状況

近年の台風などによる大規模な水害への対応力を強化するため、令和2年2月に定めた「神奈川県水防災戦略」について、くらし安全防災局の取組状況は、次のとおりである。

#### 1 避難場所・開設運営研修の実施【再掲】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策の一環として、相模原市と連携し、相模原市職員を対象とした風水害時避難場所・開設運営研修を実施した。

(1) 実施日

令和2年7月14日

(2) 参加人数

48人

(3) 実施場所

相模原市消防指令センター

(4) 主な内容

- ・新型コロナウイルス感染症対策上の留意点（講義）
- ・避難所用間仕切りシステムの組立方法（実技）

#### 2 水害図上訓練の実施

前回の防災警察常任委員会（令和2年6月）以降は、新型コロナウイルス感染症対応等により、水害図上訓練に参加できない市町があったことから、市町が参加できる形で図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和2年8月25日

(2) 参加機関

相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市、座間市、寒川町、山北町、開成町、愛川町、陸上自衛隊、県警察本部

(3) 参加人数

146人

(4) 訓練場所

県庁、各市町庁舎

#### 3 防災協定の締結【再掲】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難対策の一環として、より多くの避難所の確保が必要な市町村の取組を支援するための協定を締結

(1) 事業者

神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

(2) 締結日

令和2年7月28日

(3) 内容

災害時等に、県の協力要請に基づき、組合員の宿泊施設を避難所として市町村に提供する。

4 市町村地域防災力強化事業費補助金の交付決定状況

令和元年の台風15号、19号の被害を踏まえ、風水害対策の取組を行う市町村に対する支援を実施

(1) 交付決定額

11億円（うち風水害対策事業2.7億円）

(2) 主な支援事業

- ・ハザードマップの作成・配布
- ・防潮板の設置整備
- ・防災ラジオ、防災行政無線等の整備
- ・避難所の資機材や備蓄食料の整備

5 防災行政通信網再整備の取組状況

現在稼働している防災行政通信網は、平成21年度から本格運用を開始しており、設備機器の老朽化に加えて、ICTの技術革新に合わせた対応が必要となっていることから、再整備に向けた実施・詳細設計を行う。

(1) 今年度の取組

令和2年9月～令和3年3月、実施・詳細設計

(2) 現行との主な変更点等

操作性の向上：固定電話・専用端末をスマートフォンやモバイルパソコンへ変更

機能強化：テレビ会議システムの拡充、情報セキュリティ対策強化

費用削減：専用機器から汎用性の高い機器の導入

省電力化：省電力化を前提とした機器構成

(3) 再整備予定

令和3～4年度：県、市町村及び国機関整備工事

令和5年度：県、市町村及び国機関運用、防災関係機関再整備工事、運用開始



## IV 地域防犯カメラ設置事業及び迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業の取組状況

県では、安全・安心まちづくりの取組として、防犯カメラ設置と迷惑電話防止機能を有する機器の普及を図るため、補助事業を実施している。

### 1 地域防犯カメラ設置事業（地域防犯力強化支援事業）

#### (1) 事業概要

平成 28 年度から 4 年間、地域防犯力の強化を目的として、同事業を実施し、計 1,125 台の防犯カメラを設置支援してきた。

地域住民等からの要望を受け、同事業を令和 4 年度まで期間延長し、自治会等による防犯カメラの設置を支援する市町村に対して、県が補助を行う。令和 2 年度の補助予定台数は 250 台。

設置者	補助率	補助額上限
民間団体（自治会等）	設置費の 1 / 2	1 台当たり 15 万円

#### (2) 今年度の取組状況

ア 申請市町村数 13 市町

イ 申請台数 386 台

#### (3) 今後の取組

今年度の支援予定は 250 台であることから、より効果的な場所への設置となるように申請市町と連携を図るとともに、今後は市町村等の独自の取組につながるよう働きかけを行う。

### 2 迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業（特殊詐欺被害防止対策事業）

#### (1) 事業概要

特殊詐欺被害防止対策として、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、迷惑電話防止機能を有する機器の普及事業に取り組む市町村に対し、県が補助を行う。令和 2 年度の補助予定台数は 3,500 台。

補助対象者	補助率	補助上限額
原則 70 歳以上	機器購入費の 1 / 3	3,000 円

#### (2) 今年度の取組状況（8 月末現在）

ア 申請市町村数 11 市町村

イ 申請台数 3,066 台

#### (3) 今後の取組

本事業について市町村に対し再度周知を図り、更なる申請台数の増加につなげる。